

令和3年度 にいがた市民大学前期講座運営指針(案)

1. 令和2年度開催予定していた講座を、令和3年度に延期し開催します。
2. 「新しい生活様式に基づく新潟市社会教育施設等利用ガイドライン」及び「新潟市主催のイベント等開催基準」に沿って、講座を運営します。
3. 講座の受講者の定員を75名とします。(会場の映像ホールの定員150名の半分)
4. 講座名や趣旨、各回の内容・講師は変えずに、同じものを行うことを基本とします。(講師との日程調整などは事務局が行います)
5. 会場での対面による講義を基本とします。感染拡大に備え、講師に遠隔講義が可能か確認させていただきます。講義方法を講師と検討させていただいた上、不可能となった場合は相談させていただきます。

※受講者募集にあたり、遠隔講義となる場合もある旨を、ご案内します。また、その場合の受講者の受講料の割引は行いません。

※県外講師が遠隔講義によって講座を行う場合は、県内講師と同じ謝礼基準といたします。(県内講師が遠隔講義を行う際は、変更なしとします)